

## 夏季休業期間終了後の新座市の教育活動

## 1 概要

令和3年8月25日付教義指第660号のとおり、感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施せず、感染防止対策を徹底する。

- (1) 期間 **8月30日(月)から宣言解除まで**  
 (2) 対象 **新座市立小・中学校**

## 2 対応

特に、次の期間については、**児童生徒の安全・安心確保の観点から**次のように教育課程を変更する。※緊急事態宣言が延長された場合は対応を延長する

期間	内容
8月30日(月)・31日(火)	短縮日課(午前授業)※従前どおり
9月1日(水)～3日(金)	給食後下校・午後オンライン授業
9月6日(月)～10日(金)	「TOMO型分散登校」を実施※

- (1) 感染予防のより一層の徹底：感染対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動については原則実施しない。着座にて、飛沫防止ガードを活用し、原則マスクをした学習については、この限りではない。
- (2) 校外行事や集会活動の実施について：期間中の社会科見学等や全校児童生徒が参加する校外行事、一堂に会する集会計画を見合わせ、解除後の実施を検討する。
- (3) **運動会や体育祭の実施について：開催時期や方法、公開の可否については、各校が実情に合わせて検討する。**
- (4) 修学旅行等の宿泊を伴う校外行事  
期間中の宿泊を伴う校外行事については実施せず、解除後の実施や代替行事を検討する。
- (5) 児童生徒の心のケア：児童生徒や保護者に対して相談窓口を周知徹底するとともに、改めて個々の児童生徒の状況を把握し、適切に対応する。
- (6) 家庭への周知：**本人や家族に体調不良がある場合は登校しないこと**や、県境をまたぐ移動は極力控えるとともに不要不急の外出を避け、会食等を自粛することを求める。
- (7) 熱中症事故防止等への配慮：マスクを着用して運動した場合の悪影響や、熱中症リスク、息苦しさを感じたときはすぐにマスクを外すことや休憩をとることなどについて注意喚起する。

## 3 部活動の実施について

期間	活動日数・時間	校外活動(練習試合等)
8月30日(月)～宣言解除まで	週2日以内(平日のみ)90分以内 ※1、2、3	禁止
年4回の大会及びコンクールとその上位大会に参加する場合	ガイドラインによる※4	可 ※5、6、7、8

- ※1 朝練は実施しない。
- ※2 練習計画等は必要最小限の活動となるよう改めて見直し、校長が確認するとともに、生徒や保護者には適切に連絡を行う。
- ※3 **分散登校期間中は、登校している生徒のみの活動とし、各生徒の活動日は週2日以内とする。**
- ※4 朝練が必要な場合は、十分な健康観察を実施した後に行う。
- ※5 練習試合等については、大会等の準備のために校長が必要と判断した場合のみ実施を認める。
- ※6 合同チーム以外の複数校の合同練習や練習試合等は、自校を含め2校で行うこととする。参加は登録選手に絞るなど必要最小限の参加人数とし、保護者の了解を得る。応援を前提とした参加は行わない。
- ※7 実施できる範囲は、朝霞四市及び県内新座市隣接市町とする。この条件で効果的な活動ができない場合、校長が市教委と協議したのち、職員に具体的な指示を行う。
- ※8 他の都道府県の学校を本県に招いての活動は行わない。
- ◆健康観察を徹底するとともに、**本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと**
- ◆更衣及び給水場面、下校時等における感染防止の行動を徹底
- ◆飛沫感染の可能性が高い活動(大きな発声や身体接触を伴うなど)は行わない
- ◆**部室等狭い室内での着替えや会話を原則禁止**し、自宅と活動場所との直行直帰を徹底、生徒同士の会食等は自粛すること